

「長野県水道ビジョン（案）」へのご意見と県の考え方（案）

- 1 意見募集期間 平成28年12月26日～平成29年1月25日
- 2 意見募集内容 長野県水道ビジョン（案）に対する意見
- 3 意見提出状況 9件（3団体、1個人）

水大気環境課

番号	お寄せいただいた意見等	県の考え方（対応等）
1	<p>【水道ビジョンの構成について】</p> <p>水道関係者にとっては当たり前なので述べられていないが、「水道事業とは何か？」という原点から整理し、各問題点と対策を検討するという構成にした方が良い。</p>	<p>本水道ビジョンは県の水道行政の基本方針として策定し、県内の水道関係者の共通取組指針として活用されることを主な目的としているため、「水道事業とは何か？」については特段記載はしませんが、人口減少社会が本格的に到来する中で持続可能な水道事業の経営や災害への対応などの課題に対する取組を主眼とした構成としております。</p>
2	<p>【指標と目標値について】</p> <p>示された目標値を達成するためには、市町村や水道事業体ごとに事情が異なり、人材・予算・時間・技術力等の何れかの理由により、現在も達成出来ていないと思われる。</p> <p>そのためには、県が事業体ごとに精力的に支援（人的支援・補助金等）をしていただかないと目標値を達成できないのではないかと考える。</p> <p>本ビジョンの目標値を達成するため、各事業体に対して過度な負担とならないように支援等の配慮をお願いしたい。</p>	<p>上水道事業者、用水供給事業者及び簡易水道事業者では、その経営規模や人員配置においても大きな違いがあるため、指標によっては上水道事業者等のみを対象とするものや、簡易水道事業者を対象とするものについては努力目標とするものも設けています。</p> <p>今後、圏域ごとに設置予定の検討の場において、各水道事業者の業務や施設の状況、課題、要望などを把握しながら、可能な支援策を検討していきたいと考えております。</p>
3	<p>【指標：アセットマネジメントの実施率について】</p> <p>アセットマネジメント実施率について、上水道事業の目標値を「3</p>	<p>今後、水道施設の更新需要の増加や給水収益の減少が見込まれる</p>

番号	お寄せいただいた意見等	県の考え方（対応等）
	<p>C：100%[H33]」、「4D：100%[H38]」としているが、水道事業全体の流れや国、県が推進する中で、簡易水道事業を統合してきた上水道事業にはハードルが高いと思われる。</p> <p>簡易水道事業の目標値を努力目標「アセットマネジメントの着手[H38]」としているにもかかわらず、上水道事業に統合されたことにより3C、4Dのアセットマネジメントを目標にするのは困難である。</p>	<p>中、持続可能な水道事業を行っていくためには、アセットマネジメントの実践を通じて、施設の長寿命化や更新の前倒し等更新需要の平準化、低減化を図っていくことがどうしても必要と考えており、この目標を設定しました。</p> <p>県では、これまでアセットマネジメント簡易支援ツールの操作、活用に係る研修会の開催等により支援をしてきましたが、今後も事業者の要望に応じた操作方法の講習のほか、着手の結果把握された課題への対応や先進事例の情報提供などにより、目標が達成されるよう支援してまいります。</p>
4	<p>【指標：基幹管路の耐震化適合率について】</p> <p>基幹管路の耐震化適合率については、事業者としても目標達成に向け努力していかねばいけないと考えているが、県の役割として財政的支援を追加されたい。</p>	<p>水道法第二条の二第二項では、生活に不可欠な基盤施設である水道の整備普及を円滑に促進するために必要な技術的、財政的援助を国の責務として規定しており、水道等施設整備費国庫補助金や生活基盤施設耐震化等交付金により水道施設の整備に対して財政的援助がなされていますので活用いただきたいと考えております。</p> <p>県においては、引き続き補助金及び交付金に係る予算確保や補助要件の緩和について国に要望するとともに、補助金及び交付金の申請に当たって水道事業者への助言、支援等を行ってまいります。</p>
5	<p>【広域連携の推進について】</p> <p>県の関与は「検討の場を設けること」のみと受け取れる。もっと積極的な関与を明記されたい。</p> <p>県として、もっと積極的に関与し、その内容を具体的に明記したほうが良いと考える。具体的な内容としては以下のものが考えられる。</p> <p>①圏域ごとに目指すモデル案について経営シミュレーションを実施するなど財政的な検討を行う。</p>	<p>ご意見を踏まえ、第7章「4 広域連携の推進」の「(3) 検討の場の設置」を「(3) 検討の場の設置と進め方」とし、県は検討段階に応じた必要な支援を行っていく旨記載しました。</p> <p>今後、圏域ごとに設置予定の検討の場において、各水道事業者の業務や施設の状況、課題、要望などを把握しながら、県の関与や可能な支援策を検討していきたいと考えております。</p>

番号	お寄せいただいた意見等	県の考え方（対応等）
	<p>②小規模な事業者への積極的な関与（支援や助言、財政的支援など）の追加。</p> <p>③広域連携や広域化を目的とした事業に対する県の財政支援制度の創設。</p> <p>④県企業局が運営している末端給水事業や用水供給事業を活かした広域連携の提案。</p>	
6	<p>【関係者の役割分担について】</p> <p>県の役割については「水道事業者間の積極的調整」とし、水道事業等の役割については、「中核的な事業者圏域内での広域化も含めた各種連携施策の検討、実施においてリーダーシップ的な役割を担うことを期待」とあるが、県が主体で推進する方向の表現としてほしい。</p>	<p>県としましては、圏域内における中核的な事業者にはリーダーシップ的な役割を担っていただき、広域化や広域連携を進めることが望ましいと考えており、水道事業者の役割としてこのような表現とさせていただきます。</p> <p>5の意見を踏まえ第7章において、広域連携の推進に当たっては、県が議論の推進役として検討の場を設け、検討の段階に応じた必要な調整、支援を行い、事業者間での具体的な広域連携に向けた取組を促進して行くこととしました。</p> <p>このため、県の役割については「水道事業者間の必要な調整や支援を行います」という表現とさせていただきます。</p>
7	<p>【水道システムの維持管理について】</p> <p>設備の集約化（大規模・少数拠点）と分散化（小規模・多数拠点）の何れを選択すべきかは経営形態、技術動向によって異なるので、事業者の判断が容易になるような状態把握や情報提供などを県は支援すべきである。</p> <p>ポンプや弁の制御、水位や流量の把握をテレメーターで行うことは、簡易水道以外ではほぼ完了していると思われるが、経営統合や提供範囲の拡大にも対応できる必要がある。</p>	<p>水道施設の集約化や分散化につきましては、圏域の水道のあり方と密接に関連しております。県では各々の圏域において検討の場を設置し、圏域における水道のあり方を検討してまいります。その中で、圏域の水道事業者の業務状況や施設の状況などについて情報共有を進めるとともに、必要な情報提供などの支援を行ってまいります。</p> <p>簡易水道の統合などの給水区域の拡大に際しては、水道事業者においてテレメーターによる遠隔監視が行われており、国において遠隔監視</p>

番号	お寄せいただいた意見等	県の考え方（対応等）
	<p>小規模事業者に対して、消毒、水質検査の自動化や遠隔化を支援すべきである。</p>	<p>視等に対して財政的な支援を行っております。</p>
8	<p>【水道事業の運営について】</p> <p>貧困が広がり、過疎化や人口減少、使用量が減る中での料金の決め方は難しいが、高度経済成長の再来は考えられないので、節水を促すことによって運営経費を節減することを目標とすべきである。</p> <p>つまり、大口利用者の料金を高く設定し、再利用（循環利用）や雨水利用を推進するなど記載すべきである。</p>	<p>水道料金の決め方につきましては、各水道事業者の個別の事情等があるとは思われますが、水道事業は地方公営企業として独立採算の原則に基づき、その経費は基本的にはその収入によって賄われるものであり、給水原価に見合った水道料金の設定が重要と言えます。節水も経費削減に当たっては有効な手法の一つと考えますが、水道事業は装置産業であり、施設の維持に係る費用のウエイトが大きく、節水による給水量の減少が運営費用の節減にすぐに結びつくとは限りません。</p> <p>導水管等を利用した小水力発電の導入などによる収入の確保や他事業者との連携による共同委託などによる経費の削減についても今後検討していくべき課題と考えております。</p> <p>本水道ビジョンでは、経営状況や資産等の正確な把握による計画的な経営基盤の強化等を図っていくため、健全な財政基盤の持続に係る目標値を設定する指標として、経営戦略の策定率や公営企業会計の適用率を採用しました。</p>
9	<p>【水の権利と水道民営化について】</p> <p>水道の民営化は単に経営形態の問題と捉えてはならない。</p> <p>水は生命の維持に欠かせないという点で他のインフラとは一線を画すものである。</p> <p>世界には水道民営化で住民が苦しんだ地域があり、代表はコチャバンバ市（ボリビア）である。</p> <p>日本では、国内の水道を民営化して経営ノウハウを得、その上で世界の水ビジネスに参入すべきだとの議論があるが、決して与してはな</p>	<p>本水道ビジョンにおいては、水道事業の民営化について記載しておりませんが、健全な財政基盤の維持のための方策の一つとして官民連携や他の水道事業者との連携を検討していく中では、効率的な視点だけでなく、水道事業の大前提となる安心、安全な水道水の供給の視点を踏まえて検討していきたいと考えております。</p>

番号	お寄せいただいた意見等	県の考え方（対応等）
	<p>らない。</p> <p>外注する場合でも基本部分は公営（事業団を含む）とし、外注部分も掌握しておかねばならない。</p> <p>日本では（特に長野県では）T P Pの本質を理解していないが、「契約＝資本の論理」に委ねてもよい分野とそうではない分野があることを明確に認識すべきである。</p>	

※御寄せいただいた意見等につきましては、当課において一部要約している部分があります。